

世界遺産の地で風力発電施設が景観の問題に直面¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット

新エネルギーグループ

フランスの裁判所は 8 月末、ユネスコの世界遺産に登録されているモンサンミッシェル (Mont Saint Michel) の南に風力発電所を建設する計画をめぐる裁判で、周辺の景観を損ねるとして計画の中止を求めている原告側の訴えを認める判決を下した。2011 年 5 月に、地元当局はモンサンミッシェルの南 140 メートルから 4 キロメートルの地点に 4 基の風力タービンを建設する計画を許可したが、自然保護団体と修道院の所有者らがこれに反対して訴訟を起こしていた。

1979 年に世界遺産に登録されたモンサンミッシェルには、年間約 250 万人の観光客が訪れる。原告側の主張によれば、風力タービンは晴天の日には修道院から見える距離にあり、景観価値を大きく損ねるといふ。過去にも、モンサンミッシェル周辺に風力発電所を建設する計画が何度か持ち上がった (2008~2010 年の間に 5 件) が、いずれも地元の裁判所から中止命令が出されている。

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた世界的な流れの中、各国で海岸部や山間部を中心に風力発電用タービンの建設が盛んに行なわれている。一方、その建設にあたっては、騒音や低周波などの健康影響に加え、生態系の変化やバードストライク (鳥類の衝突) などの環境影響を懸念する周辺の自治体や環境保護団体から反対運動や訴訟がしばしば起こっており、景観問題も反対理由の一つに挙げられている。各国政府はそうした声を受け、施設の建設を制限するなどの対応に乗り出した。

英国では、スコットランド政府が今年 4 月、地域の開発計画に関する 14 項目の提言の一つとして、国立公園や指定景勝地区の一部で風力ファームの建設を違法とする案を検討していると報じられた。具体的には、開発の手が加えられていない土地や景観に恵まれた土地 (スコットランドの国土面積の 31% に相当) の環境保全を強化するとともに、国立公園および国立風致地区 (National Scenic Areas) の 19% において、風力ファームの建設を禁止するとしている。

日本でも同様の動きが見られる。今年、富士山が新たにユネスコの世界遺産に登録されたが、これに関連して周辺の自治体が景観を損なう可能性のある施設の建設を規制する方

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外省エネ等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

針を示した。富士宮市は昨年、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）の調査が始まった段階で、市内の7割以上の地域において同年9月1日から大規模な風力発電設備と太陽光発電設備の設置を認めないことを決めた²。規制エリアは白糸の滝周辺や田園地帯などで、市全体（389平方キロ）の約75%（290平方キロ）に及ぶ。また、富士河口湖町も今年9月、町内全域で富士宮市と同様の規制を開始した³。

環境省は一昨年、「自然公園法施行規則」にもとづき、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を作成した。指針は、風力発電施設の審査項目として「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」、「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」ことなどを挙げている⁴。

貴重な自然・文化遺産や観光資源を損なわない風力発電事業のあり方をめぐり、今後も官民の双方で模索が続きそうだ。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp

² <http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/kikaku/seisaku/taiyoukou.htm> 参照

高さ10メートル超の風力発電設備および自立式の太陽電池モジュール（1000平方メートル超）が規制の対象となる。

³ http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/info/info.php?if_id=2367&ka_id=25 参照

⁴ 同省はさらに今年9月に上記の指針を改定。許可基準の細部についての解釈や運用方法について具体的な考え方を補足した。